

平成27年 5月25日

## 第75回 遠野市農業委員会総会議事録

遠 野 市 農 業 委 員 会

## 第75回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成27年5月11日  
告示番号 遠野市農業委員会告示第2号  
会議年月日 平成27年5月11日  
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室  
出席委員 別紙のとおり  
欠席委員 別紙のとおり

### 会議に出席した職員

事務局長 河野和浩  
事務局次長兼  
農地係長 村上和男  
副主幹兼  
農業振興係長 多田清美

本日の案件 第75回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり  
開会時刻 午前9時00分

議 長	<p><b>【開会】</b>  ただいまより第75回農業委員会総会を始めます。会議に先立ち、農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立を願います。  先唱は11番、菊池妙子委員にお願いします。  （「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略）  着席願います。</p>
議 長	<p><b>【会議成立宣言】</b>  本日の出席委員数は25名であります。定数に達しておりますので直ちに第75回遠野市農業委員会総会を開会します。  9番菊池友吾委員、14番千葉勝義委員からは欠席する旨の届け、18番阿部正嗣委員からは遅刻する旨の届け出があり、会長としてこれを許可しましたのでご報告いたします。また、1番菅原一雄委員、25番綱木秀治委員からは、まだ連絡がありません。</p>
議 長	<p><b>【事務事業経過報告】</b>  日程に先立ちまして、事務事業経過報告を事務局長をして報告いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長。遠野市農業委員会事務事業経過報告でございます。報告書は皆さんのお手元に配付してございます、事務事業経過報告書をご覧いただきたいと思っております。  4月30日でございます。第1回農政専門委員会、第1回家族経営協定推進会議が開催されてございます。第1回農政専門委員会の協議事項につきましては、後程報告事項で農政専門委員長よりご報告がございまして、また、家族経営協定推進会議におきましては議長及び議長職務代理者を決定してございます。先ほど北湯口進委員からご挨拶がありましたとおり、議長には北湯口委員が選出されております。5月12日、新任農業委員研修会が盛岡市で開催されました。5月18日、農地転用等現地確認調査を実施しております。5月21日、第2回運営委員会を開催してございます。本日の総会議案について審議をしております。そして、本日5月25日遠野市農業委員会総会でございます。5月26日以降の主要な行事予定でございます。5月26日～27日、岩手県都市農業委員会会長会総会でございます。5月28日、全国農業委員会会長大会が東京都で開催されます。5月26日～28日までは会長が出張等になります。6月1日でございます。後程、その他の部分で説明いたしますTPP反対岩手県総決起集会在開催されまして、その案内が来ております。6月5日～12日までの期間、遠野市議会6月定例会が開催されます。6月10日、農地法等の申請締切日でございます。6月16日、農地転用等の現地確認調査を実施する予定でございます。6月17日は、第1回農地専門委員会でございます。5月中に開催する予定でしたが、議案等の取下げもございましたので、6月17日の開催となります。農地専門委員の方々はよろしく願いいたします。6月23日、運営委員会を開催予定でございます。第76回遠野市農業委員会総会につきましては、6月25日開催予定でございますし、この日は午後からの開催でございまして、総会終了後には研修会を予定してございます。同じく6月25日、総会と同日開催でございますが、第1回農業者年金加入推進委員会を開催する予定でございます。そして、8月27日～28日につきましては農政専門委員長の方から報告がありますが、農業委員研修会です。青森県で東北北海道農業委員活性化フォーラムが開催されます。その出席も兼ねまして研修の予定を立ててございます。主なところでは以上でございます。</p>
議 長	<p><b>【報告事項】</b>  次に、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定に関わる届出案件を専決処分したので事務局長をして報告いたさせます。</p> <p>はい、議長。それでは報告第1号についてご説明いたします。  （以下「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」説明により記載省略）</p>
議 長	<p>ただいまの報告について質疑ありませんか。</p>

		(「なし」の声あり)
議長		質疑なしと認め質疑を終結いたします。次に報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知について事務局から報告いたさせます。事務局。
農地係長		はい、議長。報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨、下記の者より通知書が提出されたので報告するものでございます。 1番、借人、●●町 ●●●●。貸人、●●町 ●●●●。●●町2筆4,080平方メートル。農業経営基盤強化促進法の全部解約です。こちらにつきましては、借人の健康状態の理由により解約をされたもので、自作をするということになっております。 2番、借人、●●町 ●●●●。貸人、●●町 ●●●●。●●町4筆10,263平方メートル。農業経営基盤強化促進法の全部解約です。こちらにつきましては、別の方への貸付の為に解約になったものでございます。以上、2件について何ら問題なく合意解約したことを確認しております。以上でございます。
議長		ただいまの報告に関し質疑ありませんか。
		(「なし」の声あり)
議長		質疑なしと認め質疑を終結いたします。次に報告第3号農政専門委員会で協議した事項について、農政専門委員会委員長から報告があります。
農政専門委員長		農政専門委員会で協議した事項について私から報告いたします。平成27年4月30日に開催された平成27年度第1回農政専門委員会で協議した内容について本総会で報告いたします。 平成26年度の活動報告については、議案第13号で審議する平成26年度遠野市農業委員会業務報告書を見ていただきたいと思っております。なお、発出した建議要望事項については施策にどのように反映されたか事後検証を行い、次の建議要望に繋げていくことにいたしました。 次に、平成27年度活動報告についてです。農地有効活用の取り組みは平成26年度において遠野市農地有効活用研究会が菜種油の販売まで取り組んできたところでございます。今後、研究会と連携をして取り組みことにし、内容についてはその案に同意していただくことにしております。建議要望は、遠野市認定農業者協議会・遠野市集落営農組織連絡会・農業生産法人との意見交換会を開催し、意見を集約します。議題は、①担い手支援対策の充実、②米価大幅下落に対する支援策の充実、③鳥獣被害対策の充実、④消費税引き上げに伴う軽減税率の導入の4項目を提案していくことといたします。日程等、具体的な内容が決まりましたら皆様に連絡いたしますので、よろしく願います。 平成28年度農林関係税制改正要望については協議第1号で原案のとおりにしていただくことにしておりますのでよろしくお願いいたします。県外研修は、8月27～28日青森県で開催される東北北海道農業委員活動活性化フォーラムに参加し、併せて農地中間管理事業推進事業を研修することにしております。農政専門委員会の活動にご協力をお願いいたします。以上、報告を終わります。
議長		ただいまの報告に関し、質疑ございませんか。
		(「なし」の声あり)
議長		質疑なしと認め質疑を終結いたします。農政専門委員会の皆様、ご苦勞様でした。次に、報告第4号遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱5条による届出につ

農地係長	<p>いて事務局から説明いたさせます。</p> <p>はい、議長。報告第4号遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出についてでございます。遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条の規定により、農地現状変更届出書を受理いたしましたので同要綱第6条の規定により報告するものでございます。</p> <p>1番、●●町 ●●●●●。●●町1筆3,198平方メートルの内165平方メートルでございます。こちらにつきましては、転作田の部分の盛土をするということで耕作の利便性を上げるものでございます。</p> <p>2番、●●町 ●●●●●。●●町1筆189平方メートル。こちらにつきましても、耕作の利便性を上げるため盛土をするものでございます。</p> <p>3番、●●町 ●●●●●。●●町1筆577平方メートル。2番の土地と隣接をしているものでございまして、こちらにつきましても耕作の利便性を上げるためということで盛土をするものでございます。それぞれ17日に、事務局職員が現地の確認をしております。また、施工につきましては全て■■■■■■■■■■の委託施工ということで工事の発生土を利用したものとなっております。よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告に関し、質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>それでは、質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p>
議長	<p><b>【議事日程】</b></p> <p>それでは、議案審議に先立ち議事参与の制限についての注意事項を申し上げます。自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与できませんので議案に係る委員は退席願います。</p>
議長	<p><b>【日程第1】</b></p> <p>日程第1についてお諮りいたします。議事録署名人、並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、議事録署名人に12番佐々木誠一委員、13番鬼原壽一委員、会議書記に事務局村上和男君を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に関わる議案総括表の説明を事務局にいたさせます。</p>
農地係長	<p>はい、議長。第75回総会提出議案総括表でございます。法第3条今月計10件52,875平方メートル。利用集積今月計9件86,516平方メートル。法第4条今月計3件6,222平方メートル。法第5条今月計3件2,095平方メートル。適用外今月計4件1,893平方メートル。法第18条第6項今月計2件14,333平方メートル。以上でございます。</p>
議長	<p><b>【日程第2】</b></p> <p>日程第2、議案第7号農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてを上程いたします。事務局より説明いたさせます。</p>
農地係長	<p>はい、議長。議案第7号農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてでございます。農地法施行令第3条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>1番、●●町2筆1,767平方メートル。借受人、●●町 ●●●●●。貸出人、●●町 ●●●●●。4年7ヶ月の賃貸借です。貸出人は労働力不足で耕作できないため要請し貸</p>

		<p>付けるものです。借受人は、牧草を作付けする計画です。</p> <p>2番、●●町31筆26,601平方メートル。借受人、●●町 ●●●●。貸出人、同所 ●●●●。農業者年金受給に伴う使用貸借の再設定でございます。貸出人は、引き続き農業者年金を受給するため後継者である子に貸し付けるものでございます。耕作内容につきましては、水稻と牧草でございます。農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たすものと考えられます。以上、ご審議をお願いいたします。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認結果及び補足の説明を求めます。なお、農業者年金受給のための使用収益権の設定については現地確認結果を省略いたします。それでは、●●町担当委員をお願いします。</p>
8番委員		<p>8番阿部です。18日、地区担当4名と事務局2名で現地を見て参りました。何ら問題ないと確認しました。以上です。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。以上で現地確認調査の結果及び補足の説明が終了しました。これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。議案第7号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第3】</p> <p>日程第3、議案第8号農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてを上程いたします。事務局より説明いたさせます。</p>
農地係長		<p>はい、議長。議案第2号農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてでございます。農地法施行令第3条の規定により提出された下記の許可申請について可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>1番、●●町2筆1,296平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。こちらは●人の共有になっている部分でございますが、持ち分相当の●分の●を譲り渡すものでございます。なお、残りの持ち分を持っている方につきましては●●さんの親戚関係という情報を得ております。残りの方々につきましても、売買等で●●さんに集約をしようという事で行ってまいりましたが、今回遠方におき書類整備が整わなかったというものでございます。譲受人は水稻を作付しております。</p> <p>2番、●●町4筆1,712平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。譲渡人は、●●県から転入しており新規就農で自給自足の生活を目指すという計画でございます。自宅周囲の畑を要請し買い受けるものでございます。計画といたしましては、自家用野菜と自家用山菜を栽培する計画でございます。売買です。</p> <p>3番、●●町4筆、2,573平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●市 ●●●●。生前一括贈与でございます。譲渡人は、後継者である子に生前一括贈与するものでございます。</p> <p>4番、●●町2筆3,001平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。生前一括贈与です。譲渡人は、後継者である子に生前一括贈与するものでございます。</p> <p>5番、●●町6筆7,224平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。売買です。譲渡人は転入して新規就農をしておりましたが、この度、離農するため要請し売り渡すものです。譲受人は牧草を作付する計画です。</p>









		につきましてご審議をお願いいたします。
議 長		説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地確認の結果及び補足の説明を求めます。●●町担当委員お願いします。
25番委員		25番綱木です。現地確認をやったわけですが、この場所は●●地区になります。常にどちら側も山に囲まれておりまして、お父さんが亡くなる前に植林したもので整備はきちんとされており、辺りにも問題はないと判断いたしました。ただ植えているわけではなく、美林になっておりましてこれはよしと確認をして参りました。以上です。
議 長		次に●●町担当委員お願いします。
30番委員		はい、議長。30番佐々木でございます。2番・3番について現地確認結果を報告いたします。千葉勝義委員と私、事務局2名の4名で18日の日に確認をしております。●●さんは去年住宅を新築しておりまして、新築するに当たって進入路が無いということからこの農地に災害復旧工事に出た残土を用いて盛土をして、仮設の駐車場と進入路に利用したということでありました。追認となります。追認というのは悪意があったのかどうかというのが重要になりますが、●●さんは自分の農地を使い2年間だけ盛土をし、2年経ったら元に戻そうという気持ちがあつて、農地法の申請そのものが分からなかったということでありましたので、これは止むを得ないのかなと感じ取ったところでありまして、現地は宅地に囲まれている所でありまして他の農地に一切支障が生じないという所でありまして、したがって、許可することに問題は無いと確認をしたところでありまして、以上です。
議 長		ありがとうございました。以上で現地確認調査の結果及び補足の説明を終了し質疑に入ります。質疑ございませんか。
		(「なし」の声あり)
議 長		それでは質疑なしと認め質疑を終結いたします。議案第10号は原案のとおり可とすることに異議ございませんか。
		(「なし」の声あり)
議 長		ご異議なしと認めます。よって議案第10号は原案のとおり可と決しました。
議 長		【日程第6】 日程第6、議案第11号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを上程いたします。事務局に説明いたさせます。事務局。
農地係長		はい。議長。議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてでございます。農地法施行令第15条第1項の規定により提出された下記の許可申請について意見の決定を求めるものでございます。 1番、●●町1筆78平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●●。譲渡人、●●●●●●●●●●。農道の売買でございます。譲受人は所有農地に通じる農道が狭小であるため、拡幅して農作業機械の通行の利便性を上げることを目的に譲り受けようとするものです。譲受人の年齢が●歳ですが、家族労働力があるため農業経営は継続していくとのことでございます。申請地は農業振興地域内の農用地ですが、農業振興地域に関する法律に規定する農用地利用計画指定用途のため転用申請により農道として整備が可能な案件であるため、転用に問題は無いものと判断いたしました。 2番、●●町1筆1,641平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●●。土木工事用の資材置き場・事務所の売買です。譲受人は東日本大震災復興工事の増加により発注業務が増加しているため、従業員を増やし事務所や資材置き場が不



	なければならなかったのかについて教えていただきたいと思います。
農地係長	はい、議長。
議長	事務局。
農地係長	お答えをいたします。現住宅については●●さんの家が一番近いということですが、周辺の地域と自宅の関係を見ますと第1種農地の中ほどの所にご自宅があり集落が形成されておりまして、所有の田につきましてもその地域の中にあるということでございます。そういう事情があり、集落に接続した隣の場所に建てようということでございますので選択肢といたしましては、住宅へ染み出しの部分の延長ということでこの地域が最も適しているのではないかと事務局で判断したものでございます。
5番委員	
30番委員	はい、議長。
議長	30番どうぞ。
30番委員	関連してですが質問をいたします。第1種農地の規定されているのは、20ヘクタール以上の集団化なのか土地改良等をやられている土地ということなのか教えていただきたいと思います。
農地係長	はい、議長。
議長	どうぞ。
農地係長	ほ場整備区域内につきましてはほとんど農業振興地域の農用地として規制がかかるのが一般的でございます。第1種農地につきましては、面積等で規定をされているものでございますので、ほ場整備であったとしても、仮に農業振興地域が外せるとなった場合についても一般的には第1種農地になるという考え方で整理をさせていただいております。
議長	いいですか？
30番委員	はい。
議長	ありがとうございました。他に質問はありませんか？
	(「なし」の声あり)
議長	それでは質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします、議案第11号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。
	(「なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって議案第11号は原案のとおり可と決しました。
	<b>【日程第7】</b>
議長	日程第7、議案第12号農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを上程いたします。事務局に説明いたさせます。事務局。
農地係長	はい。議長。議案第6号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてでございます。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されたので可否の決定を求めるものでございます。

	<p>1番、申請人、●●県●●市 ●●●●。●●町2筆89.7平方メートル。申請地は昭和●年に住宅を建築し、宅地として庭の一部に利用しているということでございまして現在に至っているものでございます。平成●年に●●●の区画整理事業による換地処分を受けておりますけれども、地目を農地で受けた認識がなく農地法の手続きをしていなかったものでございます。</p> <p>2番、申請人、●●町 ●●●●。●●町1筆67平方メートル。申請地は昭和●年に住宅を建築した時から花木を植栽して庭をして利用されておりました。そのまま現在に至っております。相続で取得した時から農地の認識が無かったものですが、財産整理を行っていた時に現状を確認したため適用外証明願が提出されたものでございます。庭の花木につきましてかなり生育され大きくなっていった状態でございましたので、年数経過については陳述のとおりと認識をしております。</p> <p>3番、申請人は2番と同一でございます。●●町 ●●●●です。●●町1筆1,696平方メートル。申請地は2番の土地と道路向かいになっております。以前の住宅の前ということになりまして、草地として利用されていたということでございますが、昭和●年に畜産を廃業した際、耕作や管理をしなくなって現在に至っているということでございます。現在は立木が繁茂しておりまして太いものは直径40センチ程度に生育しております。20年以上の経過と認識をしております。相続で取得した時から農地の認識が無かったもので、今回適用外証明願が提出されたものでございます。</p> <p>4番、申請人、●●市 ●●●●。●●町1筆41平方メートル。申請地は平成●年には場整備事業で農道にするため分筆登記され、農道として利用され現在に至っております。課税地目上の現況地目につきましても公衆用道路とされています。地目変更登記の必要性を認識していなかったもので、今回財産整理上の一環から適用外証明願が提出されたものでございます。以上、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当からの現地確認結果及び補足の説明を求めます。●●町担当委員お願いします。
3 番 委 員	はい、3番鈴木です。1番の案件について説明をいたします。18日に委員3名と事務局2名で確認して参りました。場所は●●町の整理されました住宅密集地にあります。隣とも直に隣接しており、これは宅地と判断して差支えないと判断して参りました。以上です。
議 長	次に●●町担当委員お願いします。
3 0 番 委 員	はい、議長。
議 長	30番。
3 0 番 委 員	はい、30番佐々木です。2番・3番について説明いたします。2番・3番につきましては議案第8号で審議した案件であります。生前一括贈与するにあたって農地であることが発見されたものであります。2番につきましては、庭として使われておりました。木は30センチほどの太さになっておりまして、すでに20年から30年は経過しているということでこれは宅地という確認をさせていただきました。3番については、当時畜産をやっており草地として使っていたということでしたが、現地はすでにアカマツとか栗の木などが繁茂しておりまして、これも太さが30～40センチでありまして山林化してあったので農地以外になっていることを確認しました。以上です。
議 長	次に●●町担当委員お願いします。
1 5 番 委 員	はい、15番佐々木です。4番の件でございます。5月18日、委員2名・事務局2名の4名で現地確認いたしました。地目変更登記の必要性を認識していなかったという理由でございます。この道路は舗装道路で、水田の中央を通っております。この道路の中間付近に明らかに道路である部分があるという状態でございます。ご審議をお願いいたし

議 長	<p>ます。以上です。</p> <p>以上で現地確認調査の結果及び補足の説明を終了し、質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>それでは質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします、議案第12号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第12号は原案のとおり可と決しました。暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>【日程第8】</p> <p>会議を再開します。日程第8、議案第13号平成26年度遠野市農業委員会業務報告書についてを上程いたします。事務局長に説明いたさせます。事務局長。</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長。議案第13号平成26年度遠野市農業委員会業務報告書について。平成26年度遠野市農業委員会報告書を別紙のとおりとすることで提案するものでございます。なお、内容につきましては別紙といたしまして業務報告書を配布してございます。案でございますが配付してございます。これに基づきまして説明をいたしたいと思っております。それでは1ページから説明をして参りたいと思っております。1ページ、概要の部分につきまして総合的な部分につきましては上段の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原発の事故による放射性物質の汚染影響、これにつきましては農畜産物への被害・そして風評被害も含める経済的な影響が大きくそれが今なお続いているということで、これにつきましては後にも説明いたしますが上閉伊地方農業委員会連絡会で議論いたしまして、岩手県農業委員会大会で決議し、岩手県知事へ要請したところでございます。また、昨年につきましては国の大きな農政改革が行われたところでございます。4つの改革ということで、特にも農地中間管理事業につきましては担い手への農地利用集積・集約化を加速するために制度化されたということでございまして、当農業委員会につきましては市と連携しながら事業推進に努めて参りました。また、耕作放棄地ゼロを目指しまして耕作放棄地解消対策といたしまして農地パトロール農地利用状況調査を実施しております。更には、耕作放棄地解消対策として農業委員が主体となって取り組んだ菜の花プロジェクトが契機となりまして、遠野農地有効利用活用研究会が立ち上がりました。今後の耕作放棄地解消対策に希望が持てると思っております。なお、農業委員会の内部活動といたしましては、全国農業新聞の普及拡大・農業者年金の加入推進・家族経営協定の締結推進を努め、活動の見える化を図ってきたところでございます。特にも全国農業新聞普及拡大については、歴代の農業委員諸先輩方の取り組みが評価されまして、当農業委員会は全国農業新聞優秀農業委員会団体等で表彰及び平成26年度普及拡大特別優秀農業委員会表彰、そして濱田委員が情報活動功労賞農業委員の部を受賞することになりました。</p> <p>1番といたしまして、農政活動の取り組みでございます。全国的な農業の情勢はと言いますと、高齢化に伴う後継者不足・それに伴う耕作放棄地の増加ということがありまして今後につきましても更なる大幅な農家戸数の減少と急激な高齢化が見込まれております。そのため、農業施策の充実に関する要請を農業委員会大会で決議し岩手県知事へ要望したものでございます。また国の規制改革会議農業ワーキング・グループが取りまとめた農業改革に関する意見で農業委員制度の見直しということで、農業委員の公選制廃止、都道府県農業会議及び全国農業会議所の役割の見直し等々が示されました。それに鑑みまして、農業委員会組織の役割が十分に発揮されるように要請をしたところでございますし、米価の大幅な下落等に関わる対策ということで基本農政の確立と施策</p>

推進に関しまして、同じく全国農業委員会会長代表者集会で決議いたしまして、国会と岩手県選出国會議員へ要請を行なったところでございます。

2 ページに参ります。2. 地域の農地と担い手を守り活かす活動でございます。昨年スタートした農地中間管理事業を効果的に活用いたしまして、担い手への農地集積・集約化を積極的に推進するために市長部局との併任発令及び農地中間管理事業相談受付窓口の農業委員会事務局内への開設し市との連携基盤を確立させて参りました。それに伴いまして当農業委員が中心となりまして、農地の出し手への意向確認及び受け手への働きかけを行うとともに、市と連携しながら事業推進を図っていきたく思いますし、それと連動いたしまして地域農業マスタープランの地区検討会に各委員も積極的に参加したところでございます。さらに農業委員活動記録カード提出 100%を目標に取り組みを行なったところでございます。

3. 農業者年金の加入推進でございます。農業者年金への加入推進につきましては、遠野市農業者年金推進委員会を開催いたしまして、農業委員・事務局職員及び農協職員が連携しながら取り組んできたところでございまして、3名が新規に加入いたしました。ただ、県の目標には届かなかったところでございます。

次に家族経営協定の推進でございます。家族経営協定の推進につきましても、農業委員及び事務局職員が連携しながら締結家族の推進を図ってきたところでございます。

情報事業の推進でございます。全国農業新聞を一人一部以上の普及を目標にいたしまして、普及活動に取り組んできたものでございます。また、農業委員会だよりを年2回発行すると共に遠野テレビを活用しながら農業委員活動について発信をしてきた所でございます。

農業委員会活動の改革推進というところでございますが、農振の変更等につきましてはそれらを含めた重要案件については総会で円滑に進行するために、あらかじめ農地専門委員会に現地確認をお願いし、それから総会に対して報告してきたところでございます。また、農政専門委員会につきましては各種農政課題に対して知識を高めるため会議を開催してまいりました。更には、総会より専門委員会の適正かつ円滑な運営を図るために毎月運営委員会を開催したところでございます。3 ページでございます。3 ページにつきましては、市の予算、農業委員会の部分につきまして歳入・歳出の状況載せております。お目通しをお願いしたいと思います。4 ページから6 ページ、7 ページにかけては会議・研修会の開催状況でございます。4 ページから5 ページの上段にかけては、総会の開催状況でございます。また、5 ページの中段につきましては農地専門委員会の開催状況、下段につきましては農政専門委員会・家族経営協定推進会議の開催状況でございます。6 ページにつきましては上閉伊地方農業委員会連絡会、農業委員研修会・大会参加等を載せております。7 ページにつきましては女性農業委員業務検討及び活動ということでございますが、回の所に番号を振っておりますのが女性農業委員業務検討会の回数でございまして、業務検討会は年4回開催してございます。その他にも研修会等に参加をしてございます。これらについてはお目通しをいただきたいと思っております。そして、8 ページでございますが、農地法関係項目別処理件数でございます。各総会で審議して議決をいたしました件数を表示して載せているところでございます。ここもお目通しをいただきたいと思っております。9 ページに入りたいと思っております。9 ページにつきましては、農地関係事業でございます。まず最初に農地でございますが、農地法の許可申請処理状況でございますが、11 ページ・12 ページにその状況載せてございませぬ。農地法の第3条でございますが、年間100件、884,208平方メートルという結果になってございます。農地法の第4条については13件、18,552平方メートルとなっております。農地法の第5条については67件、129,558平方メートルとなっております。農地法18条第6項につきましては87件、469,327平方メートルとなっております。農地移動状況でございます。農地の移動状況については13ページの表2に載っております。農地法の第3条、有償でございますが移動状況につきましては平成13年度から報告しておりますが、26年度、農地法第3条有償につきましては39件、1,370アールでございます。農地法第3条無償でございますが、平成26年度は45件、2,970アールという結果となっております。その他にも、農地法の順守励行、農地相談の実施等を行っております。(2) 農地法第3条による賃貸借のストック面積でございます。21年度から載せておりますが、26年度は合計面積が7,229,525平方メートル、賃借料の合計金額が4,135,297円となっております。

おります。農地法の下限面積緩和及び一般法人等の農地取得における農地法許可申請件数でございます。平成26年度の下限面積緩和による農地取得件数は11件、24,620平方メートルとなっております。農地パトロールの実施でございます。農地パトロールにつきましては昨年の9月2日から9月12日までの11日間、9月を特別月間として実施してございます。遊休農地のストック面積でございますが、A分類が10.5ヘクタール、B分類が56.2ヘクタール。遊休農地解消面積が11.6ヘクタールという結果となっております。続きまして10ページでございます。10ページ賃借料情報でございますが、平成26年1月から12月までの農地の賃貸借における賃借料を地区ごとに集計し平均を算出したものでありまして、平成27年2月6日に公表したものでございます。公表した部分については田・畑の部と分けてございます。農地移動適正化あっせん事業でございます。事業実績は次の表のとおりとなっております。所有権移転につきましては、田・畑合計6件、52,134平方メートル、あっせん価格が11,900,880円となっております。諸証明ならびに処理状況でございますが、一般証明・耕作証明等諸証明の合計が年間で1,054件という実績になっております。続きまして14ページからでございます。14ページにつきましては、農地転用許可に係る面積等の推移についてでございます。平成26年度の状況についてグラフ等で比較しながら載せております。まずは件数の状況でございますが、実処理件数が80件、(2)面積の状況の実処理面積が148,120平方メートルという結果になってございます。続きまして15ページでございます。過去5年間の状況でございますが、件数の状況・面積の状況・転用目的の状況ということで載せております。16ページについては、転用目的の面積・件数の構成比という事で載せておりますのでお目通しいただきたいと思っております。17ページにつきましては、農地面積の構成比ということで載せております。18ページから20ページにつきましては農政関係事業ということで農業委員会大会要請議案ということで上閉伊地方農業委員会連絡会から挙げた事項を抜粋して載せてございます。まず一つ目といたしましては農業施策の充実に関する要請決議ということでございまして、東日本大震災からの復旧・復興及び放射性物質による汚染被害に関する事項ということで要請文に載せたところでございます。また2番目につきましては、基本農政の確立に関する事項ということで、(1)食料・農業・農村基本計画の見直しに関する事項、(2)新たな農政改革の実施に伴い講じられた施策の充実強化に関する事項、(2)については主に農地中間管理事業の制度と中山間の直接支払制度について記載したところでございます。続きまして19ページでございます。(3)その他農業・農村の振興施策の充実強化に関する事項ということで、こちらはかなり問題となっております鳥獣被害対策を主に記載させていただいたところでございます。3番の農業委員会制度・組織改革に関する事項ということで、これについては農業委員会制度改革等、国の規制改革会議で出されたことに基づきまして要請したところでございますし、下段のTPP交渉に関する事項、これにつきましても載せているところでございます。続きまして20ページでございます。20ページは特に県に要請する事項ということで、先ほども申しました有害鳥獣被害対策について更に載せたところでございます。20ページの中段以降につきましては、昨年11月に開催されました農林水産振興大会で国に対する要請事項をまとめたものを決議したものでございます。一つ目の事項と致しましては、米の需給等をめぐる情勢ということで米価の大幅下落に基づきまして対策に講じることと国に要請等したところでございます。次に、福島第一原発の事故による放射能汚染の被害、これについて要望しているところでございますし、3番目は有害鳥獣被害対策についてでございますし、4番目は対TPP交渉、5番は松くい虫の被害拡大、6番は畜産振興、7番につきましては新規就農・担い手対策を決議して要望しているところでございます。21ページの下段から24ページにかけましては農業委員会等に関する法律の改正の組織検討ということでございまして、県の農業会議から農業委員会改革についての法律の改正に向けた調査がまいりまして、組織で検討をという依頼がまいりまして、その中身について検討してきた結果を農政専門委員会を通じ議論に出しまして、昨年8月の総会で皆さんから意見を頂戴いたしまして、これを県の農業会議に提出したところでございます。それでは25ページでございます。農業経営基盤強化促進事業ということで、利用権の設定等の促進事業でございます。年度別に利用権の設定及び所有権移転面積について平成22年から5カ年間の状況載せてございます。平成26年度につきましては422件、2,415,236平方メートルという結果になっております。そして、農地中間管理権の設



定面積でございます。これについては219件、1,287,458平方メートルという結果になっております。年度末の農用地利用集積でございます。5カ年の推移等を記載してございますが、26年につきましては3,251件、7,029,910平方メートルとなっております。農地中間管理事業についてでございます。農地中間管理事業につきましては、農地中間管理機構の指定を受けた岩手県農業公社から遠野市が業務を受託しまして、遠野市の方では様々な施策を講じまして農業委員会とも連携をしながら農地中間管理事業の推進に努めてきてまして、農用地利用配分計画の意見決定面積については193件、1,174,046平方メートルという結果になってございます。26ページでございます。26ページは農業労賃標準額設定でございます。これについては毎年農作業労賃額の表を作成しまして、配布しているところでございますがその作成経過をここに記載しているものでございます。2月に開催した第71回総会で承認を頂きまして、農家に配布をしているところでございます。そして、地域の農地と担い手を守り活かす運動でございます。これについては(1)といたしまして、農業委員会の活動計画の策定及び点検・評価並びに審議の透明性の確保ということでございまして、農業委員会だより等の広報及び周知、活動計画及び点検・評価をホームページで公開し市民の意見を募ったところでございます。そして農地の有効利用や遊休農地解消を進めるために、随時のパトロールを実施したところでございますし、耕作放棄地解消対策として遊休農地利用状況調査と合わせてフォローアップ調査も実施したところでございました。そして優良農地の確保・有効利用を図るために、農地の権利移動・転用許可等の適正執行、農振法への適切な対応、農業生産法人制度の適切な運用の徹底を図ったものでございます。担い手の面積集積の推進及び新たな地域のパートナー作りの推進ということで、昨年4月にスタートした農地中間管理事業の活用及び担い手の農地集約化の推進を図ってきたところでございます。また集落営農組織の活動支援、家族経営協定の推進を通して県の農業経営改善に関係協力を図ってきたところでございます。27ページでございますが、遊休農業用施設調査の取り組みなどを取り組んでまいりました。次に、農家台帳等の補完整備事業を行ってまいりましたし、また10番目の情報事業と致しまして先ほども報告致しましたが、全国農業新聞の普及拡大に努めてまいりました。そして農業委員会だよりを年2回発行してまいりました。そしてAST通信によって農業委員の活動の周知を図ってきたところでございます。家族経営協定の推進普及活動についても行ってまいりました。平成26年度の新規締結件数が10世帯ということで、平成27年3月末現在の締結件数が238件ということになっております。そして28ページでございますが、農業者年金の業務についてでございます。農業者年金加入推進委員会を開催致しまして加入推進に努めてまいったところでございますが、(1)の経営移譲年金・老齢年金の裁定請求者数でございます。27年の3月末現在でございますが、ここに平成19年度からの推移を書いておりますが、26年度の裁定請求者数1名・老齢年金の請求者数は23名となっております。そして農業者年金の被保険者の内訳を中段から下段にかけて記載しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。29ページになります。29ページでございますが、農業委員会委員選挙人名簿登載申請を行ってきたところでございまして、登録者数は選挙区ごとにご覧のとおりとなっておりますし、また平成18年度からの推移を表に記載したところでございます。30ページからは参考資料ということで載せてございます。30ページにつきましては、農家数・農家人口・経営耕地面積等につきまして、そして31ページは農作物別農家数の推移等について載せてございます。これらについてはセンサス等を参考にしながら載せているところでございます。32ページからは遠野市農業委員会の概要といったところで34ページまで載せてございますので、お目通しをいただきたいと思っております。長くなりましたが、要点のみの説明とさせていただきます。以上でございます。よろしくお願いたします。

議

長

説明が終わりました。質疑に入りますけれども、質疑ありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議

長

それでは質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします、議案第13号は原案の通り可とすることにご異議ございませんか。

		(「なし」の声あり)
議	長	ご異議なしと認めます。よって議案第13号は原案の通り可と決しました。
議	長	<p>【協議事項】</p> <p>それでは協議事項に入ります。協議第1号平成28年度農林関係税制改正要望についてを協議いたします。事務局より説明いたさせます。事務局。</p>
農業振興係	長	<p>はい、議長。平成28年度農林関係税制改正要望についてでございますが、本件は岩手県農業会議の方から照会がありまして、農業委員会として取りまとめ要望するものでございます。要望事項としましては2つございます。1つ目は、農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転等の税率の軽減の延長。2つ目が消費税率引き上げに伴う経営者の負担軽減という2項目でございます。1ページ目に、農地中間管理機構の移転登記の軽減の延長。これは農地の集積を図る上で負担の軽減が引き続き必要であるということから、要望するものでございます。なおこれは28年3月末を持ちまして、期限付きの特例措置が切れるものでございます。一覧表で3ページ目でございますが、国税・地方税の適応期限が31日まで、これについての意見を申し述べるものでございます。法人税・所得税・登録免許税・固定資産税・事務諸税等がございます。その中で今回中間管理機構に伴う部分を要望するものでございます。そして2つ目といたしましては、2ページ目でございますが消費税率の引き上げに伴うもので、消費税が8%から10%に引き上げられるとなつてございますが、税率を10%にした場合に軽減税率を導入するのではないかとということで与党の方では検討しているということでございます。そのため、税率が異なることから現在の簡易課税制度が改変されるということが懸念されることから、農業者の負担軽減のために要望を行っていく必要があるというものでございます。以上、この2点を先の農政専門委員会の審議をいただきまして本総会に提案するものでございます。以上です。</p>
議	長	<p>以上で説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします、協議第1号平成28年度農林関係税制改正要望については原案のとおりとすることといたします。</p> <p>協議第2号平成27年度家族経営協定の推進についてを上程いたします。事務局に説明を致させます。事務局。</p>
農業振興係	長	<p>はい、議長。協議第2号につきましては、封筒の中に入れてございます。家族経営協定の推進につきましては、先に行われました第1回家族経営協定推進会議に上程いたしまして、審議を経て本総会に諮るものでございます。26年度中、締結した世帯につきましては30世帯ということで別紙の名簿のとおりとなつてございますので確認をお願い致します。これに伴いまして平成26年度末までの締結件数累計につきましては238世帯ということになります。そして項目の2番と致しまして、平成27年度の家族経営協定の推進ということで数値目標につきましては、事業計画に記載されております新規協定締結数31世帯、農業委員1人1家族を目標にしようとしてございますのでご確認をお願いいたします。そして締結の案内ということで、新規締結協定あとは既存の協定の見直しという2項目を挙げてございますが、本協定締結の流れは委員さん方に担当地区の農家の方々に出向いていただきまして、様式や記載例をもとに協定を締結してはどうかとご案内をさせていただいて、家族経営協定を結ぼうとなった場合にこの様式に記入して頂いたものを協定書の様式に沿って作成させていただきまして、その部分を確認した上で、構成・製本・調印という運びになっていきます。既存の締結者名簿は添付してございますので、各町単位で名簿を貸付してございますのでご確認をよろしく願いいたします。協定書の写しもあるものについては同封してございますので、これもご確認をお願い</p>

	<p>いしたいのですが、実はこの協定書は平成22年度から採用してございますので、それ以前の協定書は様式が異なりますので、既存の協定書を見直して新しい協定書を作る場合は現在の様式でお勧めをお願いしたいということです。また、転出等で協定の破棄が必要な場合は事務局の方で手続きを行うということです。そして取り組み期間については平成27年9月末、これを取りまとめの期限といたします。この後に協定締結者の交流会を調印式も兼ねて開催するというので、具体的な中身につきましては第2回の家族経営協定推進会議これを10月に開催を予定しておりますので決めていきたいと思います。期間が短いという部分もございますが、協定の見直しをお願いして再調印ということになりますので、推進にご協力をお願いしたいと思います。なお、単年度の計画につきましては同時にやっていると混乱してしまうということが分かりましたので、単年度計画については交流会の場において農家の方々・農業委員の方々にお話ししていきたいと思います。なお、この家族経営協定でいう中身はまだ分かりづらいという部分がございますので、来月の総会に併せて研修会をやっていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。来月研修会が行われるということで、ただいまの説明で分からないことがありましたらチェックをして来月の研修会に臨みたいと思いますが、質疑ありませんか。</p>
25番委員	<p>はい。</p>
議長	<p>25番。</p>
25番委員	<p>25番綱木ですけれども、協定書を見ていたんですが、亡くなっている方がいらっしゃるんですがその場合は協定は自動消滅になるんですか。その場合は報告すればいいんですか。</p>
農業振興係長	<p>はい、議長。すみません、名簿の加除を事務局でやっていませんでした。なので、すでに亡くなった方や転出された方の名前が記載されているということがございます。手続き上ですが、こちらで分かる分につきましては備考欄に記載し手続きをしたいと思いますが、これに記載の無い部分については事務局にご一報をお願いいたします。全世帯がいなくなっていれば破棄の手続きが必要になりますので、お知らせをお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>補足しますけれども、皆さんの名簿は各町単位で行っていますがその中で家族経営協定の構成の名簿が亡くなって変わっている人や経営主が変わっている部分、経営の中身が例えば稲作から畜産に変わっていることもございますので、自分が担当する部分を確認してもらいたいと思います。その他質問ございませんか。</p>
議長	<p>それでは、来月の研修会もありますのでそれまでにお願ひし、質疑なしと認め質疑を終結致します。協議第2号平成27年度家族経営協定の推進については提案のとおりとすることといたします。 協議第3号平成27年度全国農業新聞普及推進計画についてを上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
農業振興係長	<p>はい、議長。協議第3号平成27年度全国農業新聞普及推進計画書ということで、これは岩手県農業会議に提出する用紙で本総会に提案するものでございます。今年度の普及目標につきましては394部。この根拠につきましては、平成27年度末の購読部数が363部ですけれども、これに農業委員さんの数31部を足して394部での目標となります。これは例年のとおりとなります。県の目標は364部でしたが、例年の通りの積算をして普及目標として提案をいたします。購読勧奨者の働きかけをする目標人数という事で認定農業者・申告者・家族経営協定者・その他の農業者・関係機関・団体ということで31名となっておりますが、全国農業新聞を読んでいただける方というのは対象が制限されてい</p>

	<p>るというわけではございませんので、働きかけをよろしくお願いいたします。そして普及強化月間の設定ということで、前期と中期を設定したいと思います。平成27年の7月、そして10・11月を中期として設定をしていくこととなります。普及対策会議の実施計画ということで本総会において普及計画を協議していただき、12月に取り組み結果を協議していくということとなります。普及活動計画につきましては農業委員1部拡大となっておりますので、全農業委員による農業新聞の普及拡大に努めていただきたいと思います。チラシ等一般購読者へのPRもごさいますが、普及資材の活用計画ということで現在普及資材はまだ頼んでございません。次回の総会において普及資材をお配りしたいと思いますので、現在の予定では食器用のスポンジ、チラシということで考えておりますがあとは必要な物、また事務局の方にも資材がありますので必要であれば提供していきたいと思っておりますのでよろしくご審議の方お願いいたしまして、提案いたします。</p>
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
4 番 委 員	はい。
議 長	4番。
4 番 委 員	4番佐々木義弘です。まずこの普及にあたっては地域でどのような方が今現在購読しているのか、その資料が必要だと思います。それから、去年は22部普及拡大をしたんですが、購読中止が62部ということで3倍近い数が減っております。10年前と比べると半分近くまで減っているんですが、何年か前に自分が購読を進めた人たちが止めているのかも分かりませんし、購読を中止する要因というのは何なんでしょうか。
農業振興係 長	要因の説明の前に、資料の提供の依頼がありました。これにつきましてはごもっともでございますので、次回の総会の時に資材の配付と併せまして各町単位で名簿を添えたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。次に要因でございますが、農業委員さんが積極的に購読をお願いしている部分がございます、過去の例を言うと、1年間だけという条件で購読した人たちが年数の経過により購読をいったん中止するという例。農業関係の新聞というのが日本農業新聞・農業共済新聞・全国農業新聞と3部ございます。3部全部を買って読むというのも手法ですが、農繁期になると目を通す時間が少なくなり、毎日発行する新聞よりも週1回発行の全国農業新聞は目を通せないで順次購読を中止する方もいますし、代替わりをして購読を止めたいという方もいらっしゃいました。大体付き合いで購読をしているという方もいらっしゃるの、止めると言われてればこちらは受けざるを得ないので、手続きは受けたら処理をするということでこういう結果になってございます。よろしいでしょうか。
議 長	ありがとうございます。説明は簡潔にお願いします。その他質疑ありませんでしょうか。
30 番 委 員	はい。
議 長	30番。
30 番 委 員	30番佐々木です。新聞の普及拡大の目標を394部、事業報告書の26年度末の購読数363部に農業委員31名分を足した数となっておりますが、今佐々木委員からありましたとおりかなりの部数25年度から26年度にかけて40部減ということになっております。そうすると、今年も購読中止をされる方がいらっしゃると思いますが、その場合394部という目標を達成するために、年度途中で農業委員の目標数が増えるということはあるんでしょうか。
農業振興係 長	新規購読数を31部ということにしておりますので、止める部分についての計算はしてございません。よって計画的に止められるという部分があれば、突然止めるという話も

	<p>ございます。394部に届かないこともあろうかなと事務局では認識をしております。</p>
30番委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>その他質疑ございませんか。</p>
議長	<p>それでは質疑なしと認め質疑を終結いたします。協議第3号平成27年度全国農業新聞普及推進計画については、提案のとおりとすることといたします。</p>
議長	<p>【その他】 それではその他、委員の皆様から意見、提案等ありましたらよろしく願いいたします。</p>
	<p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>それでは事務局の方からありましたらお願いいたします。</p>
農業振興係長	<p>はい、議長。その他ということで、平成27年度農地有効利用の取り組みという標題のものがございます。この農地有効利用の取り組みということについては、不耕作地の解消を目標に農業委員さんが共同で取り組んでいる事例でございますが、遊休農地を景観形成を兼ねて菜の花を植栽して参りました。これをやることによって農地の有効利用に取り組んできたところでございます。平成26年度には六次産業化ということを視野に研究会を設け、市からの補助を半分受けまして収穫した菜種から搾油して菜種油を製品化して女性農業委員さんからの協力も受け「菜の花しぼり」と命名し、商品化しました。現在、この菜の花しぼりは風の丘・がんせ・産直かみごう、こちらの方で扱っていただいているということでございます。そして27年度の取り組みといたしまして、27年度も引き続き不耕作地の解消に取り組んでいきたいということで、不耕作地への植栽関係、もう一つは遠野農地有効活用研究会への加入をお願いしたいということで、裏面に規約がございます。農業委員さん限定ということではございませんが、遊休農地の有効活用、青果物の有効利用等この研究会で必要な活動を行いましょうということで組織したものでございます。なにとぞ、農業委員さん全員の加入をお願いして提案いたします。</p>
議長	<p>ただいまその他の部分で、農地有効活用の取り組みということで説明がありました。質問ありませんでしょうか。 その他事務局から何かありませんでしょうか。</p>
事務局長	<p>はい。先ほど多田副主幹から説明がありました農地有効活用の取り組みについては、出来るだけ農業委員さんに加入していただくということで、是非よろしく願いしたいと思えます。先ほど提案いたしました承をいただきました業務報告書の概要の中にも、今後の耕作放棄地解消に期待が持てると書かされておられており、農業委員さんのお力も必要になってきますので、是非ご加入をお願いするとともに、加入の際は事務局の佐々木恵美子委員さん、研究会会長の奥寺晴夫委員さんでもいいですので加入したいと話していただければと思えますのでよろしく願いしたいと思えます。</p>
議長	<p>それでは全員加入という事でよろしく願いします。その他何かありませんか。</p>
農業振興係長	<p>はい、議長。封筒の中に多面的機能支払交付金のあらましということで、新しいパンフレットができましたので、農業委員さん方にお渡ししたいと思いますのでよろしく願いいたします。農業振興課の方にもありますので、必要な部数を希望していただければお配りできるかなと思えます。そして、TPP反対岩手県総決起集会要綱というものがございます。去年は動員がかかっていましたが、今回は動員はかからないということなので、強制ではないですが参加される方はご一報いただければと思えます。そして、平成27年度活力ある東北農業創造するためのワークショップというものがご案内来てお</p>

<p>事務局 長</p> <p>議 長</p>	<p>りましたので、6月2日ですが行かれる方は参加申し込みをお願いします。</p> <p>それでは、私の方からは盛夏時の服装についてと地域農業マスタープランについてをご説明したいと思います。まずは、封筒の中に入っております盛夏時についての服装についてという文書でございます。市の方では6月1日から9月30日までクールビズということで実施することになっております。つきましては、各関係機関・団体での会議がある場合は軽装な服装ということで市の方からもお知らせの文書が来ておりましたので、盛夏時6月1日から9月30日までの服装を市長部局と同様に取り扱うことにしたのでご連絡をいたします。服装につきましては、総会・専門委員会・関係機関や市民を代表する会議等において、半袖シャツやポロシャツ、襟付きの半袖シャツ等夏向きの清涼感ある物を着用して、上着及びネクタイを着用しなくてもいいことといたしますのでよろしくお願ひしたいと思います。なお、農業委員章については必ず着用することといたします。続きまして地域農業マスタープラン、各委員さんが担当する地区のマスタープランをお渡ししているところでございます。これについては、新任・継続の委員さんに地域農業マスタープラン・農地中間管理事業ということでお願ひをしておりました。そして、新任委員さんについては3月の新任者研修で農地中間管理事業の推進ということをお願ひをしておりました。このマスタープランについては農地中間管理事業を推進する上では重要な役割となってまいりますので、どういう人たちがマスタープランに登録になっているのか、どういう人たちが農地の出し手となっているのか、その状況を資料としてお渡しをすることでございますので、業務の参考としていただければと思います。また、農地中間管理事業はさまざまな場所で言葉が聞こえてくるわけですが、具体的にとなった場合、去年農地中間管理事業について1回研修を行いました。また新任の委員さんは新任者研修の時にお話をさせていただきましたが、さらに推進をするという意味において、再度皆様にお願ひということをお話をしなければならぬと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。</p> <p>それでは以上を持ちまして、第75回遠野市農業委員会総会を閉会といたします。本日はご苦労様でした。</p> <p>午前11時25分閉会</p> <p>署 名 遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。</p> <p>平成27年 月 日</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 12 番 _____</p> <p>同 13 番 _____</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____</p>
-------------------------	--